4.5.13

保 587

日本大衆党昭和四年四月付陳情書送付ノ件回答

昭和四年五月八日 収受、

東郷

民団体、俸給生活者団体の正式参加は、単にこの団体の形式的認定に外ならぬ。更に小作人、婦人をも含む労働組合を許可して組合構成員中の成年以上の男子を以つて絶対的構成要素とする党の参加を許可せざるが如きは、社会常識より見て不合理極るものである。然るに吾国に於いては労働組合の成立が無産党の成立に先行し、メーデーが前者によつて主催され来たといふ単なる習慣に依存し工場労働者と爾余の大衆を分裂支配せんとする伝統的警察政策によつて、以つてメーデー示威運動の気勢を最大限に抑制せしめんとする反動的企図である。

古抗議し、併せて全無産政党並に無産団体をして、その名の下に秩序的なるメーデー参加を正式に許可せんことを要求す。

昭和四年四月二十三日

日本大衆党本部

内務大臣 望月圭介殿

警視総監 宮田光雄殿